

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年2月6日

静岡県知事 川勝平太

## 1 調達内容

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 調達物品及び数量 | P O S レジシステム及び免税カウンター機器 一式 |
| (2) 調達物品の特質等 | 仕様書による。                    |
| (3) 納入期限     | 平成30年3月22日                 |
| (4) 納入場所     | 仕様書のとおり。                   |
| (5) 入札方法     | 総価による。                     |

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

### 3 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 納期限までに納入する物品を用意する能力があること。
- (3) 入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を平成30年2月14日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に入札説明書の交付場所に提出すること。

### 4 仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

機関名 静岡県経済産業部農業局お茶振興課

電話番号 054-221-2733

### 5 仕様書・入札説明書等の交付

交付期間 平成30年2月6日(火)から平成30年2月14日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く  
午前9時から午後5時までとする。

### 6 入札執行の日時及び場所

日時 平成30年2月20日(火) 午前11時00分

場所 ふじのくに茶の都ミュージアム 多目的ホール(島田市金谷富士見町3053-2)

### 7 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 詳細は入札説明書による。

- (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約書作成の要否

要